

大社福人材発第 462 号
令和 2 年 3 月 30 日

保育士養成施設長 様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
所 長 徳 丸 祥 子
(公印略)

保育士修学資金貸付制度と高等教育の修学支援新制度との併用について

日ごろは、福祉人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 4 月より実施される「高等教育の修学支援新制度」にかかる、保育士修学資金貸付制度との併用の取り扱いについて、下記のとおりご連絡いたします。

つきましては、申請希望者への周知ならびに申請時の指導について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省から正式な通知が発出されておらず、万が一、併用の取り扱いに変更がございましたら、あらためてご案内いたします。

記

1. 「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、「保育士修学資金貸付事業」の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学や専門学校等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も**自己負担が生じる場合に限り、貸付が可能**です。

(1) 修学資金について

授業料の自己負担額の範囲において、修学資金「月額 50,000 円」を上限に貸付を行います。

(2) 入学準備金について

入学金の自己負担額の範囲において、入学準備金「200,000 円（初回貸し付けに限る）」を上限に貸付を行います。

2. 「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な使途を問わず措置されるものです。

給付型奨学金の支援対象となる学生の「**生活費加算**」については、給付型奨学金と支援内容が重複するため、**貸付対象外**となります。

3. 保育士修学資金貸付との整理

高等教育の修学支援新制度	保育士修学資金貸付制度	
	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）
給付型奨学金		

高等教育の修学支援新制度	保育士修学資金貸付制度	
	就職準備金	生活費加算
授業料等減免		
給付型奨学金	○（併用可）	×（併用不可）

※授業料等減免および給付型奨学金は支給要件が同じであることから、どちらか一方ではなく、併せて支援を受けることを想定しています。

※入学準備金や就職準備金のみの貸付はできません。

(貸付金額の例)

■「2年制の学校／住民税非課税世帯」の場合

修学に係る費用の使途		高等教育の修学支援新制度の支給額	
・入学金	100,000 円	授業料等減免	入学金の減免額 100,000 円
・授業料 (2年間)	1,600,000 円*1		授業料の減免額 1,200,000 円
・実習費や施設整備費等	600,000 円*2		
・交通費	200,000 円*3	給付型奨学金	450,000 円
合 計	2,500,000 円		

※授業料の金額：2,400,000 円 (*1+*2+*3)

実習費や施設整備費、交通費等の学業に必要な経費は、授業料として含んでください。

■保育士修学資金貸付の申請可能金額 (上限)

修学資金 1,200,000 円※ (50,000 円×24 カ月)

就職準備金 200,000 円

合 計 1,400,000 円

※修学資金…授業料 2,400,000 円 — 減免額
1,200,000 円との差額が上限金額

※入学金の自己負担額がないため、入学準備金の申請は不可。

※給付型奨学金の支給を受けるため、生活費加算の申請は不可

4. 保育士修学資金貸付 (以下、「保育修学」という) の申請における留意点

■貸付決定の時期について

高等教育の修学支援新制度 (以下、「修学支援新制度」という) を優先に適用することから、授業料等減免の金額が確定後、修学資金の貸付決定を行います。そのため、通常より貸付審査・決定に時間を要します。

修学支援新制度を利用する方は、支給金額が決定し、自己負担額が明確になってから、貸付申請を行うように指導してください。

■保育修学の修学生ではない方 (貸付を受けていない方)

在学生 (既入学者) ならびに令和 2 年 4 月入学者のうち、保育修学の貸付を希望する方に対して、別の募集要領にもとづき、ご推薦ならびに申請書類の取りまとめをお願いいたします。

なお、申請受付期間は、「修学支援新制度を利用する方」と「利用しない方」を分けて、2 通り設定していますのでご注意ください。

■保育修学の修学生のうち、新たに修学支援新制度を利用する方

授業料等減免および給付型奨学金の受給により、保育修学の貸付契約の変更を希望する方がいる場合は、本会へご連絡をお願いします。詳しい手続きについてご案内いたします。

《お問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

修学資金係 担当：(青木・米田・貫野)

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3 階

電話 06-6776-2943 (祝日を除く 月～金 9:00～17:00)

FAX 06-6761-5413